

個人住民税の定額減税

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

対象者

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税**所得割**の納税義務者

減税額

- 納税義務者本人、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

定額減税対象者の徴収方法(令和6年度分)

① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- ▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



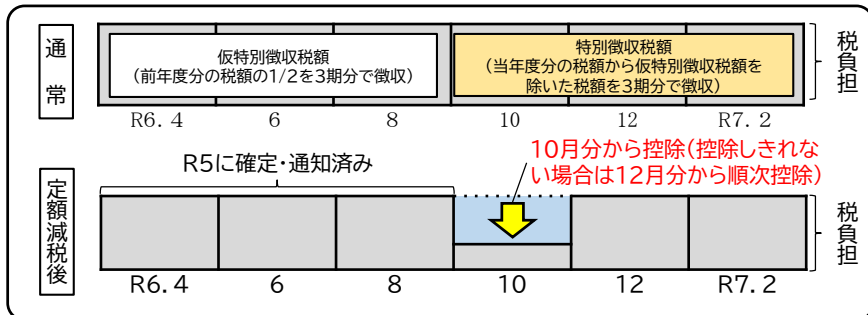
② 普通徴収 (事業所得者等の方)

- ▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- ▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。
- 詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

内閣官房HP



国税庁HP

